

# 宿泊約款

(適用範囲)

## 第1条

- 1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

## 第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする宿泊客は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名、登録住所及び電話番号
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1 の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 宿泊契約の締結に伴い当ホテルが得た宿泊客の個人情報、当ホテルが別途定める「沖縄エムケイ株式会社 那覇エアポートホテル 個人情報保護方針」に基づき、取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

## 第3条

- 1.宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

#### 第4条

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、当ホテル従業員、他の宿泊客に暴力的な言動を行う、当ホテル従業員を長時間拘束する、または当ホテル従業員の業務の妨げとなる行為をする等、当ホテル内の平穏な運営を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、次の事由に該当すると認められるとき。
  1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
  2. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
  3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者による暴力的要求行為が行われ、または以下のような過剰な要求行為を求められたとき。
  1. 当ホテルで提供していないサービスの提供
  2. 法令や公序良俗に反するサービスの提供
  3. 正当な理由のない契約後の値引き要求
  4. 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供
  5. その他合理的な範囲を超える負担
- (8) SNSや掲示板等に事実と異なる内容や当ホテル従業員、他の宿泊客に対する誹謗中傷

等、悪意のある書き込みを行ったとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10) 沖縄県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊を拒むことができる理由)

第 5 条 法第 5 条第 3 号の条例で定める理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

2 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第 5 条の 2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づき宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第 7 条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次の事項に該当すると認められるとき。

① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

③ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超えて以下のような負担を求められたとき。なお、かつて同様な行為があったときも含みます。
  - ① 当ホテルで提供していないサービスの提供
  - ② 法令や公序良俗に反するサービスの提供
  - ③ 正当な理由のない契約後の値引き要求
  - ④ 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まないサービスの提供等
  - ⑤ 当ホテル従業員に対し、脅迫、恐喝、詐欺行為があったとき
  - ⑥ SNS や掲示板等に事実と異なる内容やホテル従業員に対する誹謗中傷ないし悪意のある投稿等を行ったとき
  - ⑦ 威圧的な不当要求を行い、且つ合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、又は他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（都道府県条例にもとづく）。
- (8) 当ホテルが指定した場所以外での喫煙、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (9) 沖縄県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### （宿泊契約解除の説明）

第 7 条の 2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

#### （宿泊の登録）

##### 第 8 条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び電話番号
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、前号の定めに加え、旅券の写し
- (4) 出発日及び出発予定時刻
- (5) 同伴者の氏名
- (6) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります（満室の場合などはお断りさせていただくことがあります）。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。  
午後 3 時までは、室料金の 30%  
午後 6 時までは、室料金の 50%  
午後 6 時以降は、室料金の 100%

(利用規則の遵守)

第 10 条

宿泊客は、当ホテル内においては、ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

#### 第 14 条

- 1.当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

#### 第 15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度（ただし、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除きます。）としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度（ただし、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

#### 第 16 条

1. 当ホテルは、宿泊に先立ち宿泊者手荷物等を受け取り保管した場合、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにいてチェックインする際お渡しします。この場合、当ホテルは、当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、当該手荷物等につき滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、飲食物・たばこ・雑誌および衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品（明らかに壊れている物）は、保管期間内であっても、翌日に破棄させていただきます。

(駐車責任)

#### 第 17 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当

ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

|             |      | 内訳                           |
|-------------|------|------------------------------|
| 宿泊客が支払うべき総額 | 宿泊料金 | 基本宿泊料（室料）                    |
|             | 追加料金 | 付帯施設の利用料金及びその他利用施設の定めるサービス料等 |
|             | 税金   | 消費税等法令により規定される諸税             |

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

|        | 契約解除の通知を受けた日 |      |     |      |
|--------|--------------|------|-----|------|
| 契約申込人数 | 不泊           | 当日   | 前日  | 9 日前 |
| 10 名まで | 100%         | 100% | 50% | 0%   |
| 11 名以上 | 100%         | 100% | 50% | 20%  |

(注 1) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

(注 2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。

(注 3) 団体客(11 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。